

総合評価方式試行の適用範囲について

総合評価方式試行の適用範囲を原則として以下のとおりとします。

(下線部分は、今回の改正内容です。)

対 象 業 種	予定価格
土木一式（上下水道工事除く）	5千万円以上
土木一式（上下水道工事）	1億円以上
建築一式工事（新築、改築、増築に限る）	1億円以上
電気工事（建築一式の分離発注分）	1億円以上
管工事（建築一式の分離発注分）	1億円以上
機械器具設置工事（上下水道施設）	1億円以上
<u>電気通信工事</u>	<u>1億円以上</u>

※土木一式（上下水道工事）については、予定価格5千万円以上1億円未満の工事からも抽出して、総合評価方式で入札を行うものとする。

※対象工事は、工事内容、施工時期、緊急性等の理由により総合評価方式とすることが不適当な場合を除く。

※対象工事の金額は、土木一式工事（水道管工事）は管材費の2分の1、機械器具設置工事は機器費を除く。